

～後期高齢者医療の被保険者となる前に～

被用者保険に加入されている方へ

現在、被用者保険（政管健保、健康保険組合、共済組合など）に加入している方が、新たに後期高齢者医療に加入する場合は、次の資格喪失手続きが必要になります。

○被用者保険の被保険者証を返納します。

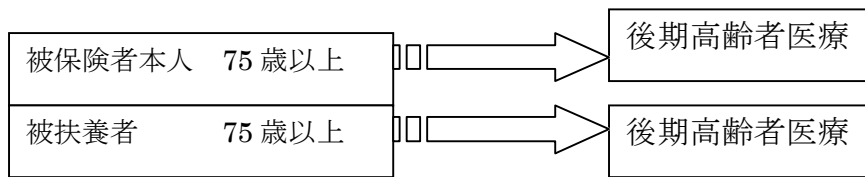
○被扶養者については、被保険者本人が事業主に「被扶養者異動届」を提出します。

*詳しくは、事業主または現在加入している保険者にご確認ください。

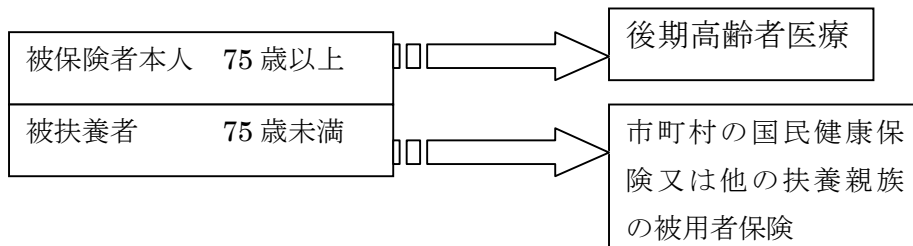
【保険の移行について】

（75歳未満の方の取扱いは、障害を持っていない方の場合です。）

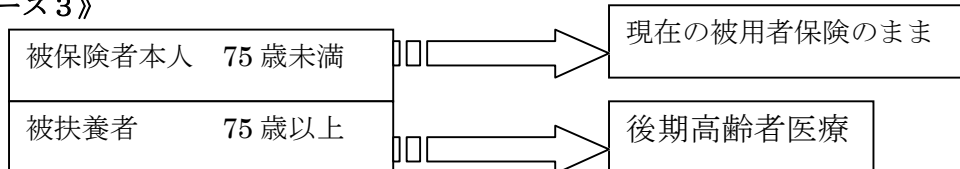
《ケース1》



《ケース2》



《ケース3》



*ケース3の被扶養者が障害認定を受け65歳～74歳の方は、後期高齢者医療の障害を取り下げ申請し、またもとの被用者保険の被扶養者に戻ることができます。



【保険料について】

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。

これまで、保険料を払っていなかった方（被用者保険の被扶養者）も保険料を納めることとなります。ただし、次の方には軽減措置があります。

- 制度施行日の前日に政府管掌健康保険や健康保険組合、共済組合等の被扶養者だった方
- 制度施行後、75歳になって資格を得た日の前日に政府管掌健康保険や健康保険組合、共済組合等の被扶養者だった方

【 被扶養者だった方の軽減措置 】

後期高齢者の被保険者の資格を得た日の属する月から2年間、保険料の所得割額の負担はなく、均等割が5割軽減されます。

※さらに、平成20年4月から9月までの半年間、所得割の負担はなく、10月から平成21年3月までの半年間は、均等割の9割が軽減されます。

【問い合わせ先】

事業主または、現在加入している保険者にお問い合わせください。

- ◆後期高齢者医療については、お住まいの市町村窓口または、
熊本県後期高齢者医療広域連合へ